

2007年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号
(事務局団体) 愛知県社会保障推進協議会
議長 徳田 秋
愛知県労働組合総連合
議長 羽根 克明
日本自治体労働組合総連合愛知県本部
執行委員長 梅野 敏基
新日本婦人の会愛知県本部
会長 水野 磯子

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

小泉・安倍内閣がすすめた医療、福祉、介護、年金など社会保障の連続改悪など構造改革により格差と貧困が拡大しています。このことにより、国民のいのちと暮らしが脅かされ、一家心中や介護殺人などの悲惨な状況が生じています。

医療費や介護の負担増とあわせ、住民税の増税によって国民健康保険料(税)や介護保険料が引き上げられ「もう払えない」と悲痛な声があがっています。

さらに、2008年4月からは、高齢者の医療費負担増と「後期高齢者医療制度」がはじまり、保険料負担など、高齢者の不安はさらに強まっています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、国の悪政から住民のいのちと健康、暮らしを守る砦としての役割を果たしていくために、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

★【2】以下の事項については、市町村が住民サービス向上の視点にたつて臨めば、実施可能なサービスですので、未実施の施策があれば、速やかに実施してください。

①住宅改修、福祉用具の受取代理(受領委任払い)制度を実施してください。(高齢介護課)

(回答)住宅改修(平成15年9月)、福祉用具(平成16年4月)から実施しています。

②障害者控除の認定にあたって、次の3点を実施してください。(高齢介護課)

ア.介護保険のすべての要介護認定者を「障害者控除」の対象としてください。

(回答)現在も要介護1以上の方を対象としています。

イ. すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答) 非課税の方につきましては、障害者控除は必要ない為現状は申請された方に発行しています。

ウ. 「障害者控除認定書」を交付した人については、対象者の障害事由の変更・消滅がなければ、翌年以降は、認定書がなくても障害者控除の対象となることを周知してください。

(回答) 対象の方の状態の変動がある為、1年ごとに発行しています。

③福祉給付金の支払いは、現物給付(窓口無料)にしてください。当面、自動払いしてください。
(保険年金課)

(回答) 平成16年7月診療分から実施しています。

④老人保健の「現役並み所得者」の認定に当たっては、課税所得が145万円以上であっても、収入基準(夫婦世帯520万円、単身383万円)に満たない高齢者については、申請がなくても、自動的に「現役並み所得者」から除いてください。少なくとも、「基準収入額適用申請書」を個別送付してください。(保険年金課)

(回答) 収入基準額に満たない高齢者の方については、基準収入額適用申請書の提出を必要としています。対象者には、返信用封筒を同封し、通知を行っています。

⑤2008年4月から実施される「高額医療・介護合算療養費」の払い戻し手続きは、毎回の申請に係る負担を軽減するために、申請を初回のみとし、2回目からは自動払いとしてください。
(保険年金課)

(回答) 実施方法は未定です。

⑥子どもの医療費助成制度を償還払いで実施している場合、現物給付(窓口無料)にしてください。(保険年金課)

(回答) 平成19年9月現在、5歳の誕生日末日までは、入院・通院とも現物給付(受給者証あり)で、5歳から未就学児童は、入院のみ償還払い(受給者証なし)で実施しています。平成20年1月からは、未就学児童の入院・通院とも現物給付となる予定です。

⑦国民健康保険の保険料(税)2割軽減および市町村独自の減免制度について、減免対象者が把握できる世帯には自動適用または申請書を個別送付するなどの方法で申請漏れのないようにしてください。(保険年金課)

(回答) 市独自減免制度において、把握できる減免対象者には個別に申請書を送付しています。

⑧出産・育児一時金の受取代理(受領委任払い)制度を実施していない市町村は実施してくだ

さい。(保険年金課)

(回答) 平成18年度から実施。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について (高齢介護課)

①保険料・利用料減免、介護サービス改善のための費用を一般会計から繰り入れてください。

(回答) 減免に関しては、国の3原則に則った形で行っていきたいと考えています。

②介護保険料について

★ア. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

(回答) 現行保険料では第1・第2・第3段階で負担割合の軽減を図っています。

イ. 減免に際して預貯金や不動産の所有を理由にして対象者を狭めないでください。

(回答) 現行の独自減免(第1段階)では、国のいわゆる三原則(収入にのみ着目せず要件を定めること)に従って実施しています。減免に際しては今後も必要と考えています。

③利用料について

★ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

(回答) 国の負担軽減策や社会福祉法人等の軽減負担を通じて軽減を図っていきます。

イ. 低所得者の高額介護サービス費の限度額を引き下げてください。

(回答) 高額介護サービス費の限度額を独自で引き下げることは考えていません。

ウ. 2005年10月からの居住費・食費の全額自己負担に対し、国の軽減措置の拡充と市町村独自の減免制度を設けてください。

(回答) 独自の減免制度は考えていません。

④要支援、要介護1の人に対する車いすや介護ベッドなど福祉用具の貸与について、一律的に取りあげず簡素な手続きで利用できるようにしてください。

(回答) 平成19年4月から国の方針通り実施しています。

⑤地域包括支援センターについて

★ア. 地域包括支援センターは、住民が利用しやすい身近なところに配置し、介護予防のケアプランを立ててもらえない利用者を出さないために、人員配置を国基準の3人以上を確保してください。

(回答) 現在、市内に3箇所設置しており、3職種の職員配置をしております。

イ. 介護予防のマネジメントだけでなく、権利擁護や地域包括支援のネットワークの形成、特に認知症や老人虐待、経済的事由などの困難事例は、サービス提供も含め市町村が責任をもっておこなってください。

(回答) 地域包括支援センターと協働で行っていきます。

ウ. 民間に地域包括支援センターを委託している市町村は、委託料を公的責任が果たせる水準に引き上げてください。

(回答) 業務内容及実績報告書を精査し、市の財政状況を考慮しながら適切に対応してまいります。

⑥介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてにゆきわたるようにしてください。

(回答) 施設サービスは圏域の中で整備が進んでいます。在宅サービスも種類・量とも充実してきていると考えています。

⑦人材確保と質の向上のために

ア. ヘルパーやケアマネジャーの研修は、市町村の責任で実施してください。

(回答) 居宅介護支援事業者連絡協議会で年6回情報提供を図りながら研修を実施しております。

イ. 介護労働者の処遇が適正におこなわれるよう、管轄の労働基準監督署や県労働局と協力・連携して事業所の講習や自治体として必要な施策を講じてください。

(回答) 法人として適正に行われるべきと考えます。

(2) 高齢者福祉施策の充実について (高齢介護課)

①地域支援事業の財源は、一般財源を基本とし、介護保険からの支出は極力しないください。

(回答) 介護保険特別会計により行います。

②配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(回答) 毎日実施する要望があるかアンケート調査を行います。会食方式については、今後の検討課題とします。

③独居、高齢者世帯のゴミ出しの援助など生活支援の施策をすすめてください。

(回答) 要介護認定を受けている独居高齢者について実施しています。

- ④要支援、要介護の高齢者などの介護手当を引き上げ、所得や介護期間、介護度などの制限を設けず支給してください。

(回答) 介護者手当ては行っていません。

- ⑤住宅改修費への独自の助成制度を実施・増額してください。

(回答) 住宅改修の独自の助成制度は考えていません。

- ★⑥介護予防は、高齢者が地域でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするため、敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援や宅老所、街角サロンなどの集まりの場への援助など多面的な施策を一般財源で実施してください。

(回答) 高齢者ふれあいサロンを地域支援事業で実施する予定です。今後も地域支援事業を充実して介護予防に努めていきます。

2. 国の税制改正に伴う負担増の軽減措置について (高齢介護課)(保険年金課)

- ★①公的年金等控除の縮小、老年者控除や定率減税の廃止など、国の税制改正に伴う国民健康保険料(税)、介護保険料などの負担増を軽減する緊急対策を、国の施策に加えて市町村独自に実施してください。

(回答) 市独自の負担軽減策は考えておりません。

- ②市町村独自の減免制度が、同様の理由で受けられなくなった人に対しては、引き続き受けられるようにしてください。

(回答) 当市独自の負担軽減策は考えておりません。
現在、該当者はおりません。

3. 高齢者医療の充実について (保険年金課)

- ★①2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。

(回答) 国の税制改正に伴う社会的影響であり、当市独自の負担軽減策は考えておりません。

- ②福祉給付金制度の対象は、2008年4月から実施される後期高齢者医療制度の加入者も引き続き対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

(回答) 現行の制度で対象要件となる後期高齢者は引続き福祉給付金制度の対象となる予定です。70歳からの高齢者については、現在対象に加える予定はありません。ただし、65歳以上で一定の障害がある方は、後期高齢者医療の対象となります。

で、福祉給付金も対象となります。

- ★③後期高齢者医療対象者に対し、名古屋市国保並みの減免制度を設けるとともに、保険料滞納者に対する保険証の取り上げをしないでください。

(回答) 減免制度の拡大につきましては、保険料に跳ね返る結果になりますので、困難であると考えます。また、保険料滞納者に対する保険証の取り上げにつきましては、広域連合が行うものでありますが、その運用に当たっては被保険者の事情等を考慮して取り組んでまいりたいと考えております。

4. 子育て支援について

- ★①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。
(保険年金課)

(回答) 平成19年9月現在、5歳の誕生日末日までは、入院・通院とも現物給付(受給者証あり)で、5歳から未就学児童は、入院のみ償還払い(受給者証なし)で実施しています。平成20年1月からは、未就学児童の入院・通院とも現物給付となる予定です。制度の拡大につきましては、市長会等を通じて要望してまいります。

- ★②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。
(健康推進課)

(回答) 妊産婦の無料健診の回数につきましては、本年度国の指針に基づき2回から5回に変更させていただきました。今後につきましても国の指針、また、県、各市の状況等を把握し、検討してまいりたいと考えております。

- ③妊産婦医療費無料制度を新設してください。(保険年金課)

(回答) 現段階では考えておりません。

- ④就学援助制度を拡充し、申請の受付は学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。(学校教育課)

(回答) 就学援助の受付は、毎年2月16日から3月15日の1ヶ月間市役所教育委員会学校教育課において受け付けています。

5. 国保の改善について (保険年金課)

- ①制度の運用にあたっては、国民健康保険法第1条「社会保障及び国民保健の向上を目的とする」の立場でおこない、「相互扶助」「公平な負担」などの考え方を持ち込まないでください。

(回答) 国民健康保険事業の健全な運営を確保し、対応します。

- ★②保険料(税)について

ア. 保険料(税)の引き上げをおこなわず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。
イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

- ウ. 前年所得が、生活保護基準の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。
- エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の9/10以下」にしてください。

(回答) 保険税の減免等については、所得激減となられた方を対象に平成14年度から所得の上限を300万円から500万円に、減額率については2分の1から3分の2へと減免要件を緩和し、減免が受けられやすいよう拡大しておりますので、現行を維持したいと考えております。

★③保険料(税)滞納者への対応について

- ア. 資格証明書の発行をおこなわず、すべての被保険者に正規の保険証を無条件で交付してください。むやみに短期保険証の発行はおこなわず、払う意思があつて分納中の加入者には、正規の保険証を交付してください。
- イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。
- ウ. 保険料(税)の滞納を理由に、高額療養費の「限度額適用認定証」の交付制限をおこなわないでください。

(回答) 資格証明書の発行は、国や県の指導を受けて、要綱等の規定に基づいて実施しており、短期保険証についても発行に際しては本人との面談を前提としており、十分に実態を把握して対応しております。今後も安易に発行することのないよう、慎重な運用に努めていきます。

また、保険料(税)が未納となっている加入者には、電話での対話や面談を行い、その生活実態を慎重に調査し、徴収や差し押さえを行っています。

④国民年金保険料の滞納を理由にした短期保険証の発行はおこなわないでください。

(回答) 国民年金保険料未納者への免除措置及び自主納付への働きかけは必要な事項であり、今後の国・県の動向を見守って判断したい。

⑤一部負担金の減免制度(国保法第44条)の案内チラシ、申請用紙などを役所窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。また、制度の規定がない場合は、規定をつくってください。

(回答) 一部負担金の減免制度の規定を設けるため関係機関と調整を行う予定です。

⑥国保法第58条第2項に基づいて、傷病手当、出産手当制度を新設してください。

(回答) 傷病手当などにつきましては任意給付であり、厳しい財政状況下にあることから、制度の新設は考えておりません。

6. 生活保護について(福祉課)

①生活保護の申請に対する締め付けをしないでください。

(回答) 申請に対する締め付けは行っておりません。

7. 障害者施策の充実について（福祉課）

①4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃してください。

（回答）制度上決められた要件により、軽減措置をしております。

②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

（回答）財政的な問題を考慮し、各事業定率負担としております。

③移動支援の利用範囲を通学・通所・通勤に使えるようにしてください。また、利用時間上限を設けず、必要とする時間を支給してください。

（回答）通所施設や小規模作業所、学校等への送迎は、通年かつ長期にわたることから、対象とはなりません。保護者の出産、病気等で一時的な場合は対象としております。この考え方にに基づき、利用者の意向や介護者の状況等を勘案し、支給決定を行っています。

★④精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。

（回答）厳しい財政状況であるため、困難であると考えております。

⑤障害児に係わる福祉サービスの利用料、給食費などの負担をなくしてください。

（回答）障害児施設について、愛知県が窓口となります。

⑥学齢障害児（小学生～中高生）の児童デイサービスを含め、放課後・長期休暇中の支援体制をつくってください。また、余暇支援として移動支援などを充実してください。

（回答）障害児等の家族の就労支援・一時的な休息を目的とした日中一時支援事業を実施しております。また、利用範囲に規制はありますが、余暇活動等の社会参加のための移動支援事業を実施しております。

⑦地域活動センター・小規模授産所への人件費補助を充実してください。

（回答）人件費補助は考えておりません。

8. 健診事業について（健康推進課）（保険年金課）

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託も実施してください。

（回答）現在、当市におきましては、40歳以上の方を対象に基本健康診査、各種がん検診、（子宮がん検診においては、20歳以上）及び歯周疾患検診を実施いたして

おり、受益者負担の観点から応分の負担の範囲内で、一部負担金の徴収をさせていただいております。今後とも、この考え方にに基づき進めるとともに、受診者に対しご理解をいただくよう努めてまいります。

また、本市における健(検)診の実施期間につきましては、集団方式では胃がん検診を前期で7回・後期で5回、また、大腸がん検診を前期7回、乳がん(マンモグラフィ)検診を、前期に午前・午後と実施し、5日間行っています。個別方式については、6月から10月までの期間で基本健康診査始め、肝炎ウイルス検診、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん(視触診のみ)、前立腺がん検診を実施しております。また、歯周疾患検診につきましては、6月、7月の2ヶ月間個別歯科医療機関にて実施をいたしております。

ご質問のありました、実施期間を通年で行うことにつきましては、委託機関である医師会及び歯科医師会との協議と、また市の受入れ体制等についての調整が必要であり、現在のところ通年での実施は困難と考えております。

②歯周疾患検診および75歳以上の健診については、少なくとも現行水準を後退させることなく、年1回受けられるようにしてください。

(回答) 本市における歯周疾患検診につきましては、対象者を平成15年度より節目年齢者から、40歳以上70歳までの方で、過去2年間この検診を受診してみえない方へと拡大し実施しております。歯周疾患検診におきましても、受診状況などを確認精査し実施内容等を考えてまいりたいと考えております。

③子宮がん・乳がん検診を2年に1回としている市町村は、年1回にしてください。

(回答) 従来年1回、子宮がん・乳がん検診を受診できるようにしてまいりましたが、国の示した指針に基づき平成17年度より2年に1回とさせていただきました。(乳がん検診についてはマンモグラフィが2年に1回であり、視触診は1年に1回)今後も国の指針等に基づきながら事業の実施を図ってまいりたいと考えております。

④前立腺がん検診を年1回受けられるようにしてください。

(回答) 本市といたしましては、平成13年度から男性の55歳、60歳、65歳の方を対象に、個別検診にて実施をし、平成15年度から、対象者を40歳から70歳までの方で過去2年間この検診を受診してみえない方と対象者を広げ現在実施いたしております。今後も受診状況また、精密検査対象者の発見状況などにより実施の是非等も考えてまいりたいと考えております。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、国民年金保険料滞納者に対し、短期保険証の発行など制裁措置をしないでください。(保険年金課)

(回答) 今後の動向を見守りたいと考えております。

②後期高齢者医療制度の対象者が経済的状況にかかわらず、必要な医療が受けられるよう、国において十分な低所得者対策を講じてください。また、保健事業および葬祭費に十分な公費負担を導入してください。（保険年金課）

（回答）市長会等を通じて、要望してまいりたいと考えております。

③介護保険への国庫負担を増やして、保険料・利用料減免制度を国の制度として実施するなど負担の軽減と給付の改善をすすめてください。また、障害者自立支援法の利用者負担の軽減措置を拡充するとともに、施設・事業者に対する報酬単価を改善してください。

（高齢介護課）

（回答）県市長会議を通して、国に要望していきます。

④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。（保険年金課）（健康推進課）

（回答）市長会等を通じて引続き、要望してまいりたいと考えております。

⑤消費税の引き上げは行わないでください。（財政課）

（回答）消費税の問題につきましては、政府税制調査会におきまして、税制の抜本的改革に向けた審議のなかで検討されますので、今後の動向を見守っていきたい。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。（保険年金課）

（回答）津島市では独自に70歳からの福祉給付金制度を設けています。

②福祉給付金制度を70歳から実施し、支払方法を現物給付方式にしてください。（保険年金課）

（回答）津島市では独自に70歳からの福祉給付金制度を設けています。

③後期高齢者医療対象者へ県としての減免制度を設けてください。（保険年金課）

（回答）保険料に跳ね返る結果になりますので、困難であると考えます。

④子どもの医療費助成制度の対象を入院・通院とも中学校卒業まで拡大してください。（保険年金課）

（回答）市長会等を通じて要望してまいりたいと考えております。

⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。（保険年金課）

(回答) 今後の動向を見守りたいと考えています。

⑥精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。(保険年金課)

(回答) 市長会等を通じて要望してまいりたいと考えております。

⑦4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。(保険年金課)(高齢介護課)

(回答) 市長会等を通じて要望してまいりたいと考えています。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書 (保険年金課)

- ①保険料は、高齢者の生活実態に即した保険料にしてください。
- ②低所得者に配慮し、必要な医療が安心して受けられる減免制度を設けてください。
- ③保険料を払えない人への保険証の取り上げをしないでください。
- ④健診を、今まで通り、希望者全員が受けられるようにしてください。
- ⑤県民および高齢者が参加できる運営協議会を設けてください。

(回答) ①～⑤ 市長会等を通じて要望してまいりたいと考えております。

以上